

	児童 1	児童 2	児童 3
フリガナ			
氏名			
生年月日			
発達・発育に関する 医師の診断による懸案	☐ あり ☐ なし ☐ 受診したことがない	☐ あり ☐ なし ☐ 受診したことがない	☐ あり ☐ なし ☐ 受診したことがない
宗教的理由又は アレルギー等による 除去食の必要性			

- | |
|--|
| |
|--|

- ☐ 同じ施設を優先する(上位希望で別々の施設になるより、下位希望でも同じ施設を優先する)
- ☐ 希望順位を優先する(下位順位の同じ施設になるより、別々の施設でも上位希望の施設を優先する)
- ☐ その他 []

3. 保育所利用において重要な事項を記載しています。1項目ずつ確認のうえ、確認済に☑をしてください。

No.	確認事項	確認済
1	「宇部市保育所利用案内」について、「簡易版」だけでなく「詳細版」を確認・理解したうえで申込みをしています。	☐
2	申込書を記入する際は、必ず記入例を確認し、記入漏れがないようにご注意ください。選考基準に影響する項目に記入漏れがある場合、減点になることがあります。	☐
3	除去食や健康上、発達上で気になる点がある場合は必ずご記入ください(1ページ 項目1)。記入がなく、内定後の面談等により判明した事実によって保育不可となった場合は、内定が取消になることがあります。	☐
4	施設ごとに保育開始月齢、開所時間、保育時間の設定、延長保育の実施有無、アレルギー対応の実施状況等が異なります。希望保育所を選択する場合は、十分ご注意ください。詳しくは「施設案内」でご確認いただくか、各施設に事前にお問合わせください。	☐
5	利用調整は、申込締切日までに提出された書類で審査をします。必要な書類は、申込締切日までに必ず提出してください。なお、郵送・電子申請等で申込書等の書類を提出した場合、必要書類の同封(添付)漏れや郵便事情による未着について、市は一切責任を負いません。	☐
6	就労証明書は入所時に実際に勤務される内容で提出をしてください。入所内定以降に条件が異なっていると判明した場合、原則、内定取消又は退所となります。 例1) 申込時の就労証明書は育児短時間勤務の記載がないが、入所時に育児短時間勤務で復帰。 例2) 申込時の就労証明書は月160時間の勤務であったが、入所内定後に月140時間の勤務に変更。 例3) 育児休業明けの入所申込で、就労証明書の修正提出がなく、申込時の就労証明書に記載がある復帰日と異なる日付で復帰。(復帰日の変更) 例4) 育児休業明けの入所申込で、育休明けによる申込みの優先加点を希望しながら、申込時の就労証明書に記載がある事業所を退職し、新規就労を開始する(育児休業中の転職)。 上記の例を含む虚偽の証明書により、不当に保育所等を利用した場合は、法律の規定に基づき、保育所等で保育をするために必要な費用を徴収することがあります。	☐
7	入所日は、原則として毎月1日となります。 <育児休業明け、又は新規就労開始に合わせて入所する場合> 入所月の翌月1日までに職場復帰(就労開始)することが必要です。 期限までに職場復帰(就労開始)できない場合、内定の取消や退所となります。 ※下記に該当する場合は、例外として月途中の入所が可能です。 ◆ 産前産後の申込みで産前8週前から利用する場合 ◆ 特別な理由がある場合 等	☐
8	入所希望施設欄には、内定した場合に入所する施設のみ記入してください。入所内定後に辞退した場合、同一年度内の入所選考では減点調整となり、入所が難しくなります。また、記入する施設が少ない場合、選考する施設が少なくなるため、入所できる可能性が下がります。通所可能な施設は、申込時に全て記入されることをお勧めします。	☐

9	企業主導型保育施設や幼稚園等に入所が決定したこと、また、宇部市からの転出等により申込を取下げの場合は、申込時に配付する「申込された保護者の方へ」の「申込の取下」を参照して取下処理をしてください。※入所選考後に辞退された場合、次回の利用調整において減点になることがあります。	☐
10	選考基準表における指数合計が同数となった場合、利用者負担額の決定に使用する市町村民税額が低い世帯を優先します。未申告等により、所得情報が確認できない場合、最高額で税額を推定します。収入がなかった等の理由により、未申告の場合は、事前に市民税課で収入がなかった旨の申告をしてください。利用調整後、税更正等により税額が変更になった場合でも、原則として利用調整結果の変更は行いません。	☐
11	令和8年1月1日現在で宇部市に住民票がない保護者や、単身赴任等により宇部市で課税されていない保護者は、マイナンバー制度の情報連携による課税確認を行います。情報連携により課税情報が確認できなかった場合には、所得課税証明書の提出が必要になります。未申告の場合は、事前に当該住所地で収入がなかった旨の申告をしてください。所得情報が確認できない場合、最高額で利用者負担額を推定します。	☐
12	在所児及び卒園児の利用者負担額(保育料)に滞納がある方は、必ず支払いを済ませてください。滞納がある場合は、利用調整の際に不利になります。一括支払いが困難な場合は、申込前に必ず納付の相談(0836-34-8328)をしてください。	☐
13	申込後、家族状況(住所、家族構成、就労(退職・転職含む)等の保育必要事由)に変更が生じた場合は、速やかに「家族状況変更届」や「就労証明書」等必要な書類を提出してください。申込内容と事実が異なる場合や、変更が生じたにも関わらず届出がない場合は、内定の取消または退所になることがあります。また、虚偽の就労証明書等により、不当に保育所等を利用した場合は、法律の規定に基づき、保育所等で保育をするために必要な費用を徴収することがあります。入所後、家族状況に変更が生じた場合も同様です。家族状況の変更に伴う保育認定の変更は、原則として届出後、翌月からの適用となります。	☐
14	入所申込に際して宇部市に提出される書類は、行政文書となるため、全て返却・コピー等ができません。育児休業給付金関係などで必要となる可能性がある場合は、必ず提出前に写しを取ってください。	☐

4. 育児休業を取得中の方

就労証明書の「15 育児休業の短縮・16 育児休業の延長可否」欄にチェックがあるかご確認ください。

4-1 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も可能であるため、

「育休明けによる申込み」の優先加点は希望しません。 ☐はい ☐いいえ

※ 「はい」を選択した場合、「育休明けによる申込み」の指数(3点)は加点しません。

※ 「はい」を選択した場合でも選考の結果が不承諾になることを確約するものではありません。

4-2 希望月に入所できず、育児休業の期限がきた場合、

☐ 育児休業を延長するが、入所でき次第復帰する(翌月以降も毎月選考を希望)

☐ 育児休業を延長し、延長後の期限まで家庭保育し、復帰時に改めて申込を行う(本申込は取下げる)

☐ 育児休業から復帰するが、翌月以降も毎月選考を希望(預け先:)

☐ 育児休業から復帰して、本申込は取下げる(預け先:)

5. 育児休業を取得中でない方

希望月に入所できない場合、

- ☐ 家庭保育又は託児所等を利用しつつ、引き続き毎月選考を希望（預け先：_____）
- ☐ 当面は家庭保育し、改めて申込を行う（本申込は取下げる）

6. 派遣契約による勤務形態の方・育児休業中の転職を検討されている方

派遣元企業が変わる・育児休業中に転職する可能性がある。 ☐ はい ☐ いいえ

- ※ 「はい」を選択した場合、「育休明けによる申込み」の指数(3 点)を加点しない代わりに、派遣元企業が変わった場合や育児休業中に転職した場合でも、就労条件が変わらなければ入所の内定を維持します。
- ※ 「いいえ」を選択し、派遣元が変わった場合や育児休業中に就労先が変わった場合、保育所入所の内定を取消す場合があります。
- ※ 保育所入所の内定があった場合、入所月の前月 25 日(4 月入所は 3 月 19 日)までに復帰時の就労証明書が提出されなければ、内定を取消す場合があります。

7. 認可保育所、小規模保育事業所、認定こども園(保育機能部分)からの転所の申込みの方

転所は「現在の施設を継続優先しての転所申込」と「現在の施設を退所しての転所申込」があります。保育所利用案内(詳細版)を確認して、申込方法を選択してください。

☐ 継続を優先して転所申込☐ 退所して、転所申込

8. 現在、たちばな幼稚園、宇部鴻城幼稚園又は宇部さゆり幼稚園に1号認定(教育・保育給付認定)で在所し、同施設の2号認定(保育認定)を申込の方

入所選考の結果、2号認定(保育認定)への変更ができない場合、現在の施設の継続についての確認です。

☐ 現在の施設を1号認定(教育・保育給付認定)で継続する。☐ 現在の施設を退所し、他の施設を希望する。

9. 認可保育所以外の施設と併願の方

市の選考を経ない施設に内定した場合の優先順位を記入してください。

①併願先(_____) 優先順位 第____希望と第____希望の間

②併願先(_____) 優先順位 第____希望と第____希望の間

10. 秘密の質問(決定施設のキャンセル等で必要です。)

家族との思い出の場所はどこですか?「カナ」で記載をしてください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11. 重要事項確認票及び税情報等の提供についての署名欄

- ・重要事項確認票の全ての事項を確認し、了承します。
- ・宇部市が利用調整及び教育・保育施設の運営上必要と認められる情報を施設・事業者を提供することに同意します。
- ・宇部市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額(保育料)について、保育施設等に対して提示することに同意します。

代表保護者氏名(自署)_____

E-mail(外国人の方)_____